

# 山里 Load にちなんレンタサイクル利用規約

## 1. はじめに

本規約では、一般社団法人山里 Load にちなん(以下、「事業者」)がレンタサイクル(以下、「貸自転車等」)の運用について必要な事項を定めます。

## 2. 利用対象者

利用者は、次の項目すべてを満たすこととします。

- 成人の方。(18 歳以上。未成年は保護者の同伴が必須)
- 安全上または健康上の支障がない方。
- 本規約及び道路交通法、その他交通規則等を遵守できる方。
- 反社会的勢力に所属、もしくは関係性のない方。

## 3. ご利用にあたって

貸自転車等をご利用にあたって、次の事項を定めます。

貸出および返却場所	一般社団法人山里 Load にちなん (鳥取県日野郡日南町生山 153 番地 2)
利用期間ならびに貸出時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで <ul style="list-style-type: none"><li>● 当日の貸出受付は午後 3 時まで。</li><li>● 事業者の休業日および年末年始の貸出・返却は不可です。</li><li>● 1 回の利用につき原則最長で2日までとします。事業者の営業時間内にご返却ください。</li><li>● ただし、利用期間について事業者が特に必要と認める場合はこの限りではありません。</li></ul>
申込方法	上記の貸出場所にて申込書をご提出ください。 ご予約は事前予約制です。ご利用日の 2 日前までに電話、メール、窓口にてお申込みください。
貸自転車の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>● クロスバイクタイプ(ブリヂストン社/TB1e)計 4 台 ※目安として、股下 75cm 以上の方を推奨。</li><li>● 折り畳み式タイプ(ターン社/VEKTRON S10 ならびに N8)計 4 台 ※上記いずれも電動アシスト機能付の e バイク。</li><li>● シティサイクルタイプ(ブリヂストン社/プロムナード U)計 2 台</li></ul>
お支払い方法	現金、クレジットカードまたは電子マネー

## 4. 利用申込方法

- お申し込みの方は、本規約に同意のうえ、必要事項をご記入いただき、ご連絡先等が分かるもの(証明書類)をご提示ください。
- 「2 利用対象者」の各項目について事業者による確認後、利用をお断りする場合があります。

## 5. 貸自転車等の引き渡し

- 利用者は、貸自転車等の引き渡し時に、別紙チェックリスト項目を基に異常がないことを事業者立会

# 山里 Load にちなんレンタサイクル利用規約

いのもと、ご確認ください。(15 分ほど要します)

- 貸自転車等が正常に作動しない場合、代替品と交換いたします。
- 代替品が無い場合は貸自転車等のレンタル料金を返金いたします。
- 貸自転車等の使用開始以降、又は終了時以降の貸自転車等不備に関する各種請求はお受けいたしかねます。

## 6. 返却

- 利用者は、貸自転車等を事業者の営業時間内にご返却ください。
- 営業時間内にご返却がない場合、超過料金をお支払いいただきます。
- 利用者は、レンタル開始時と同様の状態で返却してください。
- 貸自転車等の損傷、過度の汚損を修復する際の整備・修繕料等は別途お支払いいただきます。

## 7. 事業者の免責

下記の理由・事象について、事業者は一切の責任を負いません。

- 利用者が貸自転車等の使用中に故意または過失によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。
- 貸自転車等の貸出日に天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力によって商品をお渡しできないとき。
- 貸自転車等が、使用不能によって生じた使用目的を達しない等の損害。
- その他、事業者に故意または重大な過失がある場合を除いた利用者や第三者への各種損害。

## 8. 事故発生時の対応

- 事故の大小にかかわらず事業者までご連絡ください。
- 対人、対物など特に第三者が関連する場合は警察へ連絡してください。
- 状況に応じて、法令上の措置(救護や報告)ならびに事故の解決に努めてください。

## 9. 賠償

下記に該当する場合、事業者が負担すべき貸自転車等の修復や再購入に係る金額、事業者が被った不利益などを請求する可能性がございます。

- 利用者が故意または過失によって貸自転車等を損傷・紛失した場合
- 利用者が故意または過失によって利用予定時間を過ぎたことで、他のお客様に貸し出しができなかった場合
- 利用申込時の身分・住所・連絡先等が虚偽又は電話の不通などが発覚した場合
- 貸自転車等について返却の見込みがないと事業者が判断した場合

※上記の利用者が保護者同伴の未成年の場合は、その保護者へ請求いたします。

※盗難に遭った場合は事業者へ報告後、管轄の警察署へ被害届を提出してください。

## 10. 禁止事項

- ヘルメット未着用での走行。
- 未施錠状態で貸自転車等から離れる行為。
- 貸自転車等の改裝、改造。
- 貸自転車等を危険箇所や不適当な場所での利用。
- 歩行者の通行を妨害するような行為。
- 飲酒運転、二人乗りなど交通法規の違反行為。
- 公序良俗に反するような利用。
- 貸自転車等の無断譲渡・転貸等。

## 11. キャンセルについて

- 都合により利用を取りやめる場合は、事業者までご連絡ください。キャンセル料はかかりません。
- 事業者に対し連絡なく利用されなかった場合、次回以降のご利用をお断りいたします。

## 12. その他

事業者は気象条件や路面状況等によって、事前の予告なしに貸出を行わない場合があります。

## 13. 個人情報の利用目的

事業者は、貸自転車等運用のために必要な個人情報を取得し、下記の目的で利用します。法令で認められる場合を除き、利用者の事前同意なく下記目的以外で利用いたしません。その他、個人情報の取り扱いについては別途定める個人情報保護方針に準じます。

- 行政・公的機関への実績報告
- 商品開発やマーケティングに利用するための統計的データの集計・分析
- イベント実施等における連絡
- アンケート、調査の依頼
- 利用者からのご要望、お問い合わせ等への対応
- その他、これらの業務に密接に関連する業務

## 14. 規約の変更

運用上、本規約の変更が必要であると判断した場合には、事業者は民法その他の法令の規定に基づき、合理的な範囲で本規約を変更することができます。

(施行期日) 本規約は、令和4年9月1日より施行する。

(附則) 令和7年3月18日改定。